

市会議第12号

無年金者対策の推進を求める意見書の提出について

無年金者対策の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか37名
自民党市議団，公明党市議団，
日本維新の会市議団，無所属（大西），
無所属（豊田），無所属（やまづ）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京都市会議長 名

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は，無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から，平成24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

厚生労働省の推計によれば，仮に受給資格期間を10年に短縮すると，新たに64万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合，例えば，アメリカ及びイギリスは10年，ドイツは5年，フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど，日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

本年6月，世界経済が減速するリスクを回避するとともに，デフレから脱却し，経済の好循環を確実にするため，平成29年4月に予定していた消費税率10パーセントへの引上げを2年半再延期することになった。本来，財源としては，消費税を充当すべきところであるが，この無年金者対策については喫緊の課題でもあり，本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において，その実施が明記されたところである。

よって国におかれては，必要な財源の確保を含め，安心の社会保障の実現を図るため，早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

無年金者対策は喫緊の課題であることから，年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について，平成29年度中に確実に実施できるよう，必要な体制整備を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。